**小牧市家族介護用品支給事業　業務内容について**

月次事務の流れ　　別紙「（イメージ）小牧市家族介護用品支給事業の利用の流れについて」についても同時にご覧ください。

①利用者が介護用品（※）を購入時に、利用券を協力店に渡す。

②協力店は、利用可能年月分の利用券か確認する。また、利用券のうち「利用者氏名」と「利用日」欄に記入されていることを確認する。

※利用者によっては、記名が難しい方がいらっしゃいます。この場合は、利用者の「介護保険被保険者証」等をご確認のうえ、記名の代筆をお願いいたします。

※消えないボールペンなどで記入されているかご確認ください。

※利用券を６枚同時に利用する際は、表紙に記名し、切り離しなく冊子のまま提出いただいても構いません。この場合は、利用日を①枚目にご記入ください。

協力店は、利用者に対し購入金額から利用券の額を控除した金額を請求する。

③協力店は毎月月末で締め、実績報告書に利用券を添付し、委託料を小牧市に請求する。

基本は翌月１０日までに提出すること。

ただし、３月分のみ３月末日請求とし、翌５日までに提出をお願いいたします。

④小牧市は実績報告書に基づき、委託料を事業者へ支払う。

※利用券で購入できる介護用品は、次のとおり

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ケアシーツ

(参考)

対象となる品目は、介護用の商品となります。

ただし、介護用の商品でない清拭剤などであっても介護するために利用する場合は、介護用品として取り扱いをお願いいたします。

別紙

（イメージ）小牧市家族介護用品支給事業の利用の流れについて

介護用品6,200円（利用券６枚使用）の場合

**利用者**

②

利用者が介護用品を購入時に、氏名および購入日を記載した利用券を「６枚」協力店に渡す。

介護用品6,000円を控除した200円を支払う。

※消えないペンで記載されているか確認してください。

・協力店は、全ての利用券に「利用者氏名」と「利用日」が記入されていることを確認する。

・協力店は、利用者に対し購入金額から利用券の額を控除した金額（200円）を請求する。

**協力店**

③

④

協力店は、毎月月末で締め、

翌月１０日までに実績報告書に利用券を添付し、委託料を小牧市に請求する。

小牧市は実績報告書に基づき、

請求された委託料を協力店へ支払う。

支払う。(4,617円)

**小牧市**